

# 債務環境スワップ

田邊朋行

## 1. 債務環境スワップの背景

現在、地球環境保全の局面における途上国支援のあり方が、多くの先進諸国において議論されている。熱帯林の破壊や砂漠化、都市における貧困など、途上国の抱える環境問題は、近年悪化の一途を辿っているとも言われ、早急の対策が必要とされている。

こうした途上国における環境問題は、国際的相互依存を高めつつある今日の世界経済システムと密接に関連していることが指摘されている（寺西俊一『地球環境問題の政治学』1992）。例えば、途上国が一次産品を生産・輸出し、先進国がそれを消費する、という国際分業体制がこれまでの世界経済システムのなかで採られてきたが、このことが、途上国における過剰な商業的伐採とそれに伴う森林破壊の進行を招く結果を引き起こした。さらに、一次産品の価格低迷と途上国の抱える累積債務問題がそれに一層の拍車をかけている（貧困と環境破壊の悪循環）。

従って、今日の途上国環境対策支援を議論するにあたっては、こうした国際経済システム（当該環境破壊はシステムのなかでどのような経路を経て生じたのか）を視野に入れたうえで、システムのもたらす負の面を制止するような効果的かつ複合的な方策を探っていく姿勢が

必要になるものと思われる。

ここで紹介する債務環境スワップ（Debt-for-Nature Swap）は、懸案となっている途上国における累積債務の削減と環境保全（に係る財源の確保）を同時に達成することのできる、効果的かつ複合的な環境保全支援策として、現在注目を浴びつつある。

## 2. 債務環境スワップの仕組み

債務環境スワップは、国際的投資技術のひとつである債務エクイティスワップ（Debt Equity Swap）<sup>(注1)</sup>をヒントに、1984年に当時の世界自然保護基金アメリカ委員会のサイエンス・ディレクターであったトマス・ラヴジョイ博士（Dr. Thomas E. Lovejoy）によって提案された（10月4日付ニューヨーク・タイムズ紙に掲載）。その仕組みの概要は以下のとおりである（図参照）。

①まず、国際的NGOが債務環境スワップの対象となる途上国の自然保護プロジェクトを発掘する。

(注1) 債務エクイティスワップとは、債務国に直接投資を意図している投資家が民間銀行が保有している途上国向け債権をセカンダリー・マーケットでディスクOUNT価格で購入し、それを当該途上国の国内企業の株式投資（equity investment）に転換する、という国際投資技術である。過去十年間にわたり、いくつかの途上国において債務エクイティスワップ・プロジェクトが遂行され（主として、途上国の国営企業の民営化に係る投資に利用）、累積債務問題への対応策のひとつとして注目されている。

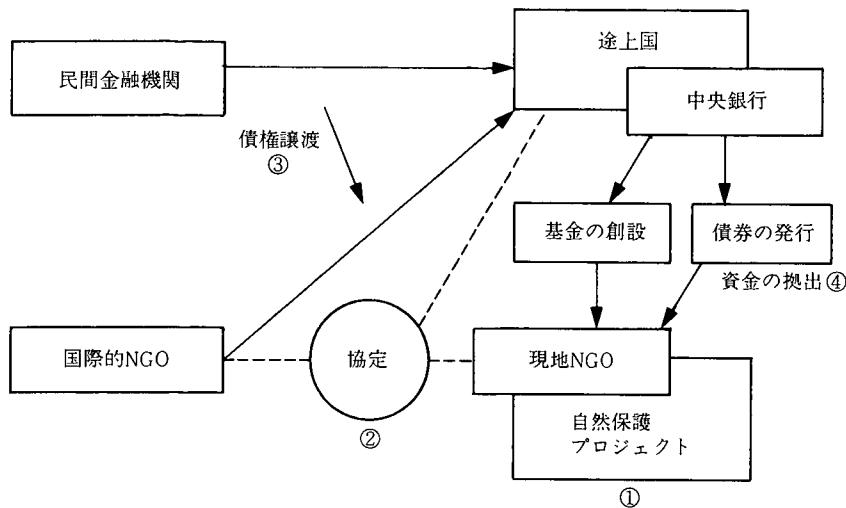


図 債務環境スワップの仕組み

②次に、同 NGO と現地政府、現地 NGO とが債務環境スワップ協定を締結する。

③この協定に従って、国際的 NGO は民間金融機関の保有する当該途上国向け債権をセカンダリー・マーケットにおいて額面より安い（ディスカウント）価格で買い取るとともに、この債権を破棄する（具体的には当該国の中央銀行に寄付する等のかたちがとられる）。

④破棄された債権（途上国側からみれば債務）と引換に、途上国政府はそれに見合った額を現地通貨で拠出し、これをもとにして現地 NGO や現地政府が自然保護プロジェクトをすすめる（途上国政府が消滅した債務を現地通貨建て債権（bond）に転換し、当該債権から得られる利息収入でもって、自然保護プロジェクトがすすめられる例もある）。

ラヴジョイ博士の提案を受けて、1987 年に世界初の債務環境スワップがボリビアにおいて行われたのを皮切りに、現在までに、南米を中心 フィリピン、マダガスカル、ザンビア等世界 10ヶ国で計 19 件の環境スワップが遂行され

た。なかには、先進国政府が直接債務環境スワップ・プロジェクトに携わった例もある（1989 年、コスタリカにおいて、オランダ政府とスウェーデン政府がそれぞれ別途に、債務環境スワップ・プロジェクトを行っている）。わが国の機関が協力した例としては、今年 3 月に第一勧業銀行がガラパゴス諸島の保全のために、対エクアドル債権 100 万米ドルを世界自然保護基金（WWF）に寄付した例がある。

### 3. 債務環境スワップの意義と欠点

以上のように、債務環境スワップは、途上国の累積債務問題と（それと密接な関係にある）環境破壊問題とを同時に解決することのできる、いわば「一石二鳥」の途上国環境対策支援策としての意義を有する。

また、債務環境スワップは、それに関与する全ての主体に対して利益をもたらす、と言われている（Molly J. Moline (1990). *Debt-for-Nature Exchanges : Attempting to Deal Simultaneously with Two Global Prob-*

lems, Law and Policy in International business, vol. 22.)。

まず第一に、環境保護団体は、セカンダリー・マーケットでの割安な債権購入を通じて、途上国における自然保護プロジェクトのための資金を調達することができる。第二に、途上国政府はハード・カレンシーではなく現地通貨のかたちで、「債務を返済する」ことができる。第三に、民間金融機関は、償還する見込みのない途上国向け債権を売却することにより、その負担から開放される。最後に、全人類は、環境保全（生物種の保護や「地球の肺」である熱帯林の保全等）からもたらされる利益を、直接的または間接的に享受することができる。

さらに、債務環境スワップには、今後の地球環境保全の局面における南北協力関係を築いていく上で重要な試金石としての役割が期待されている。

このように、一見するといいことづくめの債務環境スワップであるが、問題点も数多く指摘されている。

まず第一に、債務環境スワップによって消滅される債務の額は、途上国の抱える累積債務のごく一部にしかすぎない。世界銀行の調査によると、1989年末における途上国全体の債務残高は約1兆3000億ドルであるが、それまでに債務環境スワップによって消滅した債務の額のほんの1億ドルにしかすぎない。

第二に、債務環境スワップは資金面、実行面の両面においてNGOに大きく負いすぎているため、政府や民間企業による（環境保全技術の導入等の）効果的なプロジェクト支援策が排除される傾向にあることが指摘されている。さらに、債務環境スワップに携わっている多くのNGOは、国立公園の保全等の自然保護プロジ

エクトを指向する（債務環境スワップに携わっている中心的NGOは野生生物保護団体である）ため、環境保護や貧困撲滅を目的とした輸送道路の建設や架橋といった「持続的開発プロジェクト」は、債務環境スワップの対象から排除されてしまう。

第三に、債務環境スワップは受け入れ国（途上国）のマクロ経済に影響を与える可能性があることも指摘されている。すなわち、債務環境スワップにおいては、自然保護プロジェクトへの支出が現地通貨によって賄われるため、当該支出額が巨額になると通貨供給量が増加しインフレ要因となる、と指摘されている<sup>(注2)</sup>。

最後に、途上国に籍を置かない国際的NGO（先進国にその本部を置く）や先進国政府がスワップにおいて重要な役割を果たすところから、「債務環境スワップは途上国に対する主権侵害にあたる」とみる向きもある。

#### 4. その他の環境保全支援策の可能性

このように、債務環境スワップは、途上環境対策として、非常に有意義かつ魅力的な手段ではあるが、欠点もまた有している。特に、先進国企業による環境保全技術支援や途上国における「持続的開発」の観点からは、債務環境スワップに限定せずに、より多くの途上国環境対策支援策の可能性について、考察する必要があるものと思われる。

債務環境スワップと同様、途上国における環境保全を累積債務問題の解決と同時に図ろうとするのであれば、従来から行われてきた債務エクイティスワップは途上国の「持続的開発プロジェクト」への投資に適切であると考えられる

(注2) こうした虞から、コスタリカ中央銀行は、1988年にスワップされる債務の上限額を、3年間で1500万ドルとする規制を施行した。

(Alan Patterson (1990), *Debt for Nature Swap and the Need for Alternatives*, Environment vol. 32 No. 10)。

従来の債務エクイティスワップの選定は、実行可能性、市場動向、労働ポテンシャル、輸出ポтенシャル、といった経済的基準に従って行われていたが、環境上の基準に従ってプロジェクトの選定を行うことを妨げる制度上の理由は何等存在しない。環境上の基準に従ってプロジェクトの選定を行えば、先進国の投資家は、環境保全技術の移転、エネルギー効率の改善といった「持続的開発プロジェクト」に対して、エクイティスワップを通じて投資することが可能となる。

また、債務環境スワップのスキームにおいても、先進国企業が NGO（プロジェクトの中心

的存在）となって、途上国政府に環境保全基金のかわりに省エネルギープログラム基金等を拠出させること等の方法が考えられよう（もっとも、こうしたスキームにおいては、プロジェクトに係る額、規模ともに、債務環境スワップに比して大きなものとなる可能性を有しているため、途上国におけるインフレの問題や主権問題がより先鋭化する危険性もあるう）。

さらには、これら途上国環境対策支援策の側面のみを議論の対象とするのではなく、他の環境保全手段と結び付けた複合的なスキーム（例えば、環境税導入によって得られた財源で、対途上国債権を買い上げ機関を創設し、係るスワッププログラムを通じて途上国支援を行う等）について、今後検討する必要があるものと思われる。

（たなべ ともゆき  
経済部 経営研究室）